

議第30号

三島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案

三島市放課後児童クラブ条例（平成15年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三島市長伏放課後児童クラブ	三島市長伏226番地の5
三島市中郷放課後児童クラブ	三島市梅名453番地
三島市佐野放課後児童クラブ	三島市佐野238番地
三島市坂放課後児童クラブ	三島市市山新田163番地の2

を

」

「

三島市長伏放課後児童クラブ	三島市長伏226番地の5
三島市中郷第一放課後児童クラブ	三島市梅名449番地の1
三島市中郷第二放課後児童クラブ	三島市梅名449番地の1
三島市佐野放課後児童クラブ	三島市佐野238番地
三島市坂放課後児童クラブ	三島市市山新田163番地の2

に改める。

」

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士